

平成29年8月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後3時03分から午後4時34分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (30人)

会長 15番 米澤 誠一

農業委員	1番 高塚 光春	8番 日野 浩一
	2番 小谷 恵	9番 田中 好道
	3番 前田 繁昌	10番 川上 英章
	4番 田中 喬	11番 江原 宏昭
	5番 岡田 龍男	12番 遠藤 幸子
	6番 高虫 秀樹	13番 山下 一郎
	7番 尾古 礼隆	14番 岸本 耕二

推進委員	1番 黒見 憲治	9番 入江 英之
	2番 渡邊 博文	10番 佐伯 守
	3番 大西 繁	11番 大場 兵輔
	4番 藤井 元之	12番 加藤 久和
	5番 林原 春男	13番 野口 稔
	6番 遠藤 光則	14番 杉谷 幸秀
	7番 荒松 将志	15番 山根 操
	8番 岩波 宏承	

4 議事録署名委員の決定 (1番 高塚 光春、2番 小谷 恵)

5 遅刻委員 (1名) (5番 岡田 龍男)

6 早退委員 (1名) (3番 前田 繁昌)

7 会務報告 (別紙)

8 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

9 報告事項

(1) 貸借の解約について

(2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について

(3) その他

10 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他
 - ①農地パトロール（利用状況調査）の実施について
 - ②農業委員会だよりについて
 - ③農業委員会視察研修について
 - ④その他

11 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
局長補佐	山下佳恵
事務補助員	山根江利子

12 会議の概要

事務局 そういたしますと、只今から議長のご挨拶で定例会を始めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 今日はご苦労さんでございました。本当に今年はですね、大山町っていうか鳥取県は非常にですね、天候に左右されなくてですね、よそのほうでは大雨ですね、とんでもないことになって農地が無くなってしまったとかいうこともございましたし、台風が真上通ると思ったら、逃げてったということで、皆さんちょうど米も花の咲く最中だしということで、ブロッコリーも植えるだ植えんだというようなところまで来ておりましたし、梨の場合にもですね、全く被害がないというようなことで、本当にですね大騒ぎせないけんところをですね、農作物としてはですね、順調に育っているということなので良かったな、ということを思っております。どの品種もですね、どこが悪かったということは言ってはいけんことですけども、皆で、大山町、鳥取県がそれなりに恵まれたなというふうに思っております。これから農業政策もですね、色々と変わってきます。農業共済のほうも青申をしないと共済に入れませんとか色々な問題も来年度に向かって、30年になれば色々な制度も変わってくるわけでして、農業委員会として色々な問題に取り組んで行くという部分も関わってくると思いますので、そのへんに皆でしっかりと、その新しいものについての変革をですね、どう見極めながらやっていくとかいうことは大事なことじゃないかと思いますので、皆さんの協力の程をお願いいたします。

議長 欠席については、今1名ということで、会議にあたっては問題ありませんので、このまま進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
それでは議事録署名委員については、1番さんと2番さん、2名の方が議事録署名委員の程、よろしくお願ひします。

(農業5番委員、15時9分着席)

ちょっと遅れて来られましたので、全員出席というかたちで行いますのでよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、事務局の報告をお願いいたします。

事務局 会務報告。

議長 会務報告を一つよろしくお願ひいたします。事務局お願ひします。

事務局 【会務報告】

- (7月5日) • 中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (7月10日) • 7月委員会案件現地調査について。
 - 7月定例農業委員会について。
- (7月11日) • 鳥取県農業會議常設審議委員会現地調査について。
- (7月14日) • 大山町農業経営改善計画認定審査会について。

- ・大山町青年等就農計画認定審査会、親元就農促進支援交付金研修計画審査会について。
 - (7月18日) ④名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
 - ・農業会議第4回常設審議委員会転用案件説明について。
 - (7月20日) ④農業委員会初総会について。
 - ・農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議について。
 - (7月27日) ④農地利用最適化交付金説明会について。
-

議長

それでは、続きまして議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

はい、失礼します。1ページを開けて下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号49番、土地の表示が○○○○○○○△△△△△一△△△、譲渡人が○○県○○市○○町○○△△△一△、□□□口さん、譲受人が○○○△△△△番地△△△、◇◇◇◇さんで売買で全部で※※万円と伺っております。番号50番、土地の表示が○○○○△△△外5筆で、譲渡人が○○△△△番地、□□□口さん、譲受人が同じく○○△△△番地、◇◇◇◇さんで、こちらは贈与と伺っております。続いて2ページをはぐっていただきまして、次の議案の番号51番、土地の表示が○○○○○△△△△、譲渡人が○○△△△△番地△、□□□口さん、譲受人が○○△△△△番地、◇◇◇◇さん、こちら売買で10a当たり※万円と伺っています。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局

議長、よろしいですか。

議長

はい。

事務局

すみません。初めてということですんで、審議に入られる前に解説をさせていただきたいと思います。まず1ページ目の番号49番と打ってあります。49、50と連番になっておりますが、これは正月1月から今までの農地法の3条、大山町の農業委員会に掛かった3条の49番目の案件だというような意味です。1月からの番号だというふうに理解をいただきたいと思います。それから譲受人の方、この49番で言いますと◇◇◇◇さんの耕作面積という欄がございます。ここに耕作面積が畠137, 006m²という記載がございますが、ここが今の中限面積を判断していただく時の情報ということになります。ここが5反あるかないかというようななかたちで判断出来るような記載をしているところでございます。それから2ページ目の51番の案件でございますが、ここ豊房の分ですけども、登記地目が原野というふうになっております。これは、現況地目は畠ということでございまして、農地法の中では登記の地目が原野だ

ろうが山林だろうが、現況が畠であれば農地台帳に登録して農地法の網が掛かるということでございまして、こういう事例が出てまいります。登記簿は原野の地目ですけども、現況はずつと畠として使われると、というような意味合いですのでご理解をいただきたいと思います。

議長 今説明がございましたので、解っていただけたと思います。

続きましてですね、現地確認をされた方、49番50番を推進委員1番さん、一つご説明をよろしくお願ひします。現地確認をお願いいたします。

推進1番委員 失礼します。推進委員1番の□□□□といいます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

本日の午前9時から、10番農業委員、9番推進委員、私と、それから事務局として◎◎局長、◎◎局長補佐の5人で現地確認いたしましたので報告をさせていただきます。番号が49番の畠地でありますけども、現況が芝が植え付けられておりまして、頭刈り等適切に刈り取りが行われ農地として適切に管理されているというふうに思います。番号50番の農地ですが、対象が6筆なんですが、そのうちの田の3筆のうち2筆は水稻が作付されており、残りの1筆は野菜が植え付けられています。また、畠の3筆は梨並びに柿が新植されておりました。いずれの農地も草刈り等など行われ、農地として適切に管理されました。ご審議の程を、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 番号51番、10番委員さん、お願ひします。

農業10番委員 はい、10番です。午前中に現地確認に行ってまいりました。ここは畠に梅が植えてありまして、下刈りもきちんとしてありますと管理が十分していました。何ら問題ないように思いました。よろしくお願ひします。

議長 それでは、これについて意見があるかないかちょっと、ご意見があればお願ひします。挙手の上でお願いいたします。

(ありません、との声あり)

ないようでしたら採決に入りますので、50番を除いてですね、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、ありがとうございました。

それでは50番の農業11番さん、ちょっと（議事参与のため退室）お願いします。

(農業11番委員、退室)

議長、議長、いいでしょうか。

はい。

ちょっと説明をさせていただきます。今回50番の案件は11番農業委員さん、ご本人が関係されるとの案件でございます。こういうものにつきましては、議事参与の制限ということがございまして、本人さんは議決権を行使出来ないということで、一旦退席をいただいて、その間に審議決定いただくということ

になっております。

議長 それでは50番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

どうもありがとうございました。多数で議決されました。
(農業11番委員、入室)

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。では3ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めるます。

番号9番、土地の表示が○○○○○△△△-△、登記地目は畠で、今回の転用面積は登記地籍の547m²のうち329m²、譲渡者は○○△△△番地△、■■■■さん、譲受者は同じく○○△△△番地△、◆◆◆◆さんで、お父さんから息子さんへということです。転用目的は一般住宅と伺っております。場所につきましては、はぐっていただきまして4ページに位置図を、町全図の中での位置図、番号9の申請地という表示と、それから拡大した図面、番号9申請地と付けておりますが、場所は中山小学校付近で、さざんか台団地と道を挟んで斜め向かいの海側のほうに当たる場所になります。

こちらがですね、農地区分は半径500m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で第2種農地という所に該当いたします。許可の根拠につきましては、集落接続で、すぐ隣に実家がございまして既存集落に居住するものの日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものというところに当たるもので、今回、息子さんであります譲受者であります◆◆◆◆さんは、ご両親と同居中なんですが、母屋のすぐ隣にこちらの農地を転用されまして新築され、息子さん夫婦で住まわれる計画と伺っております。5ページから7ページについては今回の転用の計画の配置図、そして6ページが平面図で7ページが立面図ということで付けさせてもらっておりますのでご覧下さい。以上です。

議長 これについて質問がございましたら。

(ありません、との声あり)

その前に、ちょっと失礼しました。9番のこの件について、推進委員の1番さんからご説明をお願いいたします。

推進1番委員 ご報告します。番号9番の農地でありますが、JRの○○駅東側の住宅に隣接した畠地であります。住宅あるいは駐車場に必要な農地を宅地転用するもので周辺の農地に与える影響はないものと思われます。よろしくご審議の程をお願いします。

議長 説明がございましたが、これについてご質問がございましたら、よろしくお願いいいたします。

(沈黙)

ないようですので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員賛成で可決となりました。

議長 議案第3号、非農地証明願いについて、事務局、説明お願ひします。

事務局 はい。では、続いて8ページをお開き下さい。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号21番、土地の表示が○○○○△△△△△、申請人が○○都○○区○○△丁目△△番△△号○○○○△△△、●●●●さん、事由は20年以上前から宅地として利用しているということで伺っています。続いて番号22番、土地の表示が○○○○△△△一△外1筆で、1筆については登記地目が畠で、もう1筆の○○○○○○につきましては、登記地目、原野となっておりますが、その下にちょっと紛らわしい書き方になってしまって申し訳なかったなと思うんですが、現在の農家台帳上の現況表示が畠ということで、先程別の議案の時に田中局長の方が説明させていただきましたが、登記上は原野となっているんですが、今現在の農家台帳上の地目は畠という扱いになっているところでございます。申請人は、○○△△△番地、●●●●さんで、こちらは20年以上前から耕作しておらず原野化しているということです。続いて番号23番、土地の表示が○○○○△△△△一△外1筆ですが、申請人、○○△△△番地、●●●さんで、こちらが20年以上前から耕作しておらず林野化しているということです。隣の9ページ、そして10ページに位置図を添付しておりますが、番号21番はJR○○○駅近くの線路沿いの自宅の宅地の庭となっておりますし、22番、23番につきましては○○○川の側と○○○川を渡ったところの○○の山林内になっております。以上です。

議長 それでは現地確認の番号21番、推進委員の1番さん、よろしくお願ひいたします。

推進1番委員 番号21番の畠地でありますが、JR○○○駅の東側の住宅に隣接した農地であります。真砂土が入れられており、長らく自動車の進入路と利用されているようでありまして、農地の復元は困難だと考えます。隣接の農地にはキュウリが植え付けられていますが、影響はないものと考えます。非農地は止むを得ないと思いますので、よろしくご審議の程、お願ひします。

議長 どうも、ありがとうございました。それでは22番、23番、10番委員さん、お願ひいたします。

農委10番委員 はい。10番です。午前中にこれも現地確認してまいりました。まず22番ですが、ここは構造改善がしていない場所でして、葛蔓っていうんですね、これが蔓延ってまして、もう畠の現状が見える状態ではありませんでした。

それで、これは復帰は無理だなと思って帰りました。それから23番ですが、これも構造改善から外れた場所でして、なんちゅうか大きい木ばっかり生えておりまして林野化しております。23番のもう一つ、〇〇ってところがありますが、これも大きい木が生えてまして林野化しております、とても現状には戻らんなど見てまいりました。以上です。

議長 これについて、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので、議案第3号、非農地証明願いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員、賛成で議決されました。

議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。11ページをご覧下さい。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご質問をお願いいたします。

農委13番委員 議長、13番。

議長 はい、どうぞ。

農委13番委員 まず20ページですけども、番号が634ですが、利用権の設定を受ける者が〇〇市の方が使用貸借権を受けるということですけども、利用権設定の場合には通作距離は考慮しないで良いですか。ということと、それから全般的な表示の仕方なんですけども、利用権の設定する者ということで(B)欄の所については、どうもずっと読み上げを聞いとると、亡くなつた方も書いてあるようなので、登記簿上の方がここに書いてあるように見受けられると思うんですが、普通、届出っていうか、判付いて出されるのに死んだ人は判を押せないので、利用権を設定する者は相続人の名前がここにくるんじゃないかなと思うんですが、どんなでしょうか。

議長 そのへん、事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼します。まず1点目の、〇〇市の方が利用権を設定して耕作されるということですが、これに関しましては親子間の貸借でございまして、農業者年金関係なんですけども、耕作をする農業の本拠地、これは地元の〇〇のご自宅にあるということで、週末には返つて来られて農業をされるというふうに伺っておりますので、本拠地からの通作距離ということで妥当ではないかというふう

には考えております。それから申請人さん、ここに記載されとる地主さんが、亡くなられた方の名前もあるようだというようなご指摘です。本来、利用権設定の申請は、その相続の権利を持っておられるどなたかに加えて権利を持っておられる方の同意の印鑑等を取って受理がされております。通常、そういう申請人の相続人さんの代表的な方に利用権の設定をするもので、地主さんの記載ではないと思っておりますが、どなたの分がそれに該当するかちょっと分かりませんが、通常は申請された相続人代表の方が、この議案の中でも本来は載ってくるべきだと思います。ただ、書きぶりとしては、例えば、「誰々、亡くなられた方で、その下の欄に相続人代表の誰々」というような表示が一番適当ではないかというふうには思いますが、次回からの検討課題とさせていただくわけにはなりませんでしょうか。地主さんであることは間違いないですし、権利を持っておられる方が間違いなく申請されているということは確認済みでございます。

議長 13番、理解していただけましたでしょうか。

農委13番委員 了解しました。

議長 これについては、次の時にもう一偏確認をお願いしたいと思います。

事務局 今後の記載の方法も含めて、検討させていただきます。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、のご質問はありませんでしょうか。

(なし、との声あり)

なかつたら、採決のほうに入らせていただきますので、挙手を持ってお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。賛成多数でございますので可決いたしました。

議長 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。27ページをお開き下さい。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細; 詳細は議案に明記) 以上です。

議長 議案第5号の中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、ご質問をお願いいたします。

(ありません、との声あり)

ないようですので、これについて採決をいたしますので賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。多数の賛成により、可決いたしました。

議長 報告ですが、(1) 貸借権の解約について、これは報告ですので自分で確認をしてお願いいたします。はぐっていただいて、(2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について、これについても見ておいて下さい。以上でございます。

以上で、議案のほうは終了いたしまして、報告事項のほうについて説明をお願いいたします。

事務局 はい、よろしいですか。すみません。先程、議案の最後まで審議をいただきましたが、ちょっと初めてですので、その議案ごとの関連について少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、貸し借りの関係で二つの法律で今回の貸し借りがされております。議案の第4号、これが基盤法といわれる一般に前からある個人と個人が相対で貸し借りをする時のやり方です。それから議案の第5号については、農地中間管理事業に関する法律に基づいた貸し借りのやり方でございまして、これは農地中間管理権を取得した扱い手機構が、本当の借り手さんに貼り付ける時に使う法律でございまして、例えですが、12ページの614番をご覧下さい。12ページは扱い手機構さんが、地主さんの●●●さんから扱い手機構が一偏、この基盤法という法律で借り受けをします。で、この借り受けた●●●さんから借り受けた農地を、これはページでいきますと次の議案の第5号の28ページ、基盤法で地主の●●●さんから扱い手機構が一旦借り受けたものを、次の議案の第5号の中間管理法で、機構から株式会社▲▲さんに改めて貸付けると。▲▲さんは、●●●さんの息子さんが設立された法人ということでございます。そういう流れで扱い手機構が地主さんから借り受けする時には基盤法で借り受けると、普通に相対で貸し借りをする時と同じ法律で借り受けて、扱い手機構が本当の借手さんに貼り付ける時には、中間管理法という新しい法律で貼り付けるということで、こういう二段階での貸し借りになっているということでございます。

それから先程の報告事項で、32ページの施行規則の第32条の第1項の届出というのがございます。これは研修会というか、前段で説明をしたもので転用の一種でございますが、転用の場合は4条・5条の許可がいりますというお話をしました。その中で、但し農業用施設用地として200m²未満であれば届出だけで可能ですということも説明をいたしました。これがその事例ということでございます。今回の場合は79.2m²の農業用の倉庫用地として転用されるということで、これは報告という扱いになると、審議決定する必要がないということでございますので、そういう議案だということをご了解いただきたいと思います。

報告事項として、その他は特にございません。

議長 その他、他の方で何かご質問がある方はありますか。

農委3番委員 すみません、3番ですけども。

議長 どうぞ。

農委3番委員 ちょっと所要で退席させていただけませんでしょうか。

議長 はい。いいです、結構です。

農委3番委員 すみません、失礼します。

農委13番委員 議事録に載りますかいな。

農委3番委員 まだ載る、載る。

事務局 閉会宣言までは。

(農委3番委員、16時6分退室)

農委8番委員 8番です。ちょっと、聞いてみるけど。

議長 はい、どうぞ。

農委8番委員 28ページのね、賃借料のところですけども、4番は3万円／年となってますけど、他のやつも年でしょ。これだけなんで、こうなつとるだか。特に何がある。

事務局 議長、良いでしょうか。

議長 ちょっと事務局、説明お願いいいたします。

事務局 失礼します。こちらの28ページの議案の4番の年3万円というのは、全体で年3万円という表示でして、他の年が入っていないものは10a当たり、年1万円ということになりますので、10a当たりがあるのか、全体でいくらなのかという違いになってきていると。

農委8番委員 でも、賃借料は円／10a当たり、10a・年になってますが。

事務局 ええ。なんですが、全体でいくらという契約をされる方も場合にはございまして、表示がもう少し分かるようにすれば良いということで、ご意見を伺ったということで、次回からもう少し分かりやすくするということは可能かと思います。

農委8番委員 いやいや。それでね、4年10ヶ月だから、どう言つたらいいのかな。4年10ヶ月だから年3万円だったら、4年と10ヶ月なのか、と思ったんで。どう言つたらいいのかな。

事務局 議長。いいですか。

議長 はい。

事務局 ここで3万円／年と表示させてもらつとる意味合いは、非常に理解し難いかわかりませんが、この3,031m²全体で年間で3万円です、という表示の仕方でございます。4年10ヶ月ですので、最後の10ヶ月というのは12分の10ヶ月ぶんになるのか、ならないのか、そのへんはちょっとはつきりしませんが、そういう見方をしていただければと思います。もう少し、解り易いような表示の仕方に変えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長 議長として物申しますけども、その他でなしに、その項目ごとに質問をお願いしたいと思います。

農委8番委員 いや、それね、ちょっと早いもん。

議長 ああ、そうですか。

農委8番委員 矢継ぎ早にやられるから、ちょっとどうしようかなと考えとったら…

議長 はい、はい。はい。分かりました。

推進3番委員 3番です。

議長 はい。

推進3番委員 今日は採決に加わらせてもらったわけですけども、当初、推進委員につきましては、発言は出来るけれども採決には加われないというようなことがあったわけですが、推進委員も採決に加わるようになったということで理解させてもらってよろしいでしょうか。

事務局 えっとですね、議長が裁決を求めるということを言われた意味合いは、農業委員さんに対してというふうな理解で、そういう議事の進行の仕方をされていましたと思っております。私が見ておりまして、推進委員さんの中で、採決を求めますと議長が言われた時に手を挙げている方、そのままの方、いらっしゃいました。その都度、ご指摘すれば良かったかもわかりませんが、本来、推進委員さんは、その時に挙手をいただく必要はないということでございます。ですので、今回も議決をされた挙手の人数というのは最大が14人ということでの判断になります。申し訳ありません。

議長 質問は良いですけども、採決については議決権がないというような決め方になっております。

推進3番委員 了解しました。

議長 だけ、質問はどんどんしてやって下さいよ。何もせんでもいいってわけでないですから。皆さんと一緒にやっていくという部分がありますので。

事務局 議長、よろしいですか。すみません、今日初めてこういう並びで配置をさせていただきました。どういう形がいいのかよく分からずに、とりあえずこれで進めていこうという格好で配置をしていますが、もう少し良い配置の仕方もあるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、もう少し色々協議に参加しやすい、お互いが参加しやすい、連携しやすいようなことも考えていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長 もう、その他はなかったかいな。

事務局 もういいです。はい、次。

議長 他に、その他ございましたら。

推進14番委員 (挙手あり)

議長 はい。

推進14番委員 14番でございますが。中間管理機構の役目の中で、26ページになりますけども、利用権の設定を受ける者、番号13番の案件ですけども、これについて賃借ではなくて売買もあるんですか。所有権の移転、売買も管理機構が出来るっていうことですか。

議長 はい。事務局、説明お願いいいたします。

事務局 これは昔で言う保有合理化事業でございまして、基盤法の中で担い手育成機

構が担い手に対しての所有権移転をするという事業です。貸し借りだけではなくて、担い手機構が一旦、中間的に所有権 자체を取得してそれを担い手に売り渡すという事業、これは以前からある事業でございまして、どなたでもこの事業が利用出来るということではございません。担い手機構が審査をして、担い手と認められる方が農地の集積を図るような時に、こういう事業を利用されるものでございまして、この事業のメリットは担い手機構自体が登記までするというようなメリットがあるので、大規模な農家さん辺りはこういうものを利用されたりはするものでございます。

推進14番委員 解りました。

議長 解りましたでしょうか。

推進14番委員 はい。解りました。

議長 はい、その他。

農業11番委員 (挙手あり)

議長 はい。

農業11番委員 今のあれで、結局、前の開発公社に手続きを全部してもらうっちゃうのと同じわけですね、前の。それを今、担い手機構がやって、2千円ぐらいっていうか・。

事務局 ええ。担い手機構自体が前身は農業開発公社でございますので、同じような流れの事業も引き継いでいるということでございます。

議長 理解していただけたでしょうか。

農業11番委員 解りました。

議長 はい。他にございますでしょうか。初めてのことだけ、皆さんあれですか、聞かれることは今のうちに聞いといて、次また審議を進めていきたいと思いますので、どうでしょうか。

・ なかつたら閉会いたしたいと思いますが。

事務局 いや、まだ。7番のその他。

議長 その他の7番があるですな。ちょっと待ってよ。7番のその他か。

それでは、定例会の日程についてですが、次の日程はですね9月11日、月曜日、10日が日曜日ですので9月11日の月曜日、午後3時からここの場所で、改善センターですることでよろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

どうも、ありがとうございます。

(2) のその他、①から④まで順次お願いいいたします。

事務局 【その他】

- ・ 農地パトロール（利用状況調査）の実施について。
- ・ 農業委員会だよりについて。
- ・ 農業委員さんの視察研修について。

議長 その他について、何かございましたら。

(沈黙)

視察研修は公務でございますので、必ず、特別ない限りは参加していただく
というかたちでお願いします。

なければ、以上をもちまして閉会してようございますでしょうか。

(はい、との声あり)

以上をもちまして、閉会いたします。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

高塚 光春

議事録署名委員

小谷 恵

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。